

## 次期役員選挙受付中

分会・支部で積極的に議論を行い、強固な原研労の体制を確立しましょう。立候補の受付期間は 6/10 (木) までです。

今期も中央執行委員は 7 名で活動してきました。原研からの選出が 3 名でしたが、充実した活動を保障するためには 5 名以上の選出が必要です。分会からの積極的な推薦をお願い致します。

## 6 / 1 団体交渉報告

6月1日(火)に行なった団体交渉についての詳細は以下のとおりです。

### 1. 6月一時金

**機構：**H22 年 6 月期末手当について回答する。一般職員、常勤職員については基準内給与月額 1.95 ヶ月、臨時用員については出勤日数 100 日以上に対して本給日額の 17 日分とする。6 月 23 日までに協定が成立した場合、支給日は 6 月 30 日とする。

**労組：**本日の回答は、労組として非常に不満である。団交の日程を延期したが、その割には全く自主性を発揮していない。なぜ、原子力機構として自主性を発揮した回答ができないのか。5 月 27 日に、政法連が特殊法人労連に回答した内容でも「各法人の財政状況、経営状況及び業務実績に基づき」という枕ことばがありながら、「国家公務員の水準を十分考慮して」となっている。これでは、国家公務員と同じにするとということ、法人側が申し合わせたに等しい。

**機構：**数字を合わせたわけではない。独立行政法人の抜本の見直しが進められており、社会一般の情勢、国家公務員の基準などを考慮した上で決定した。そもそも機構の予算は国の税金から来ているものであり、昨今の独法を取り巻く状況を見ると仕方がない回答といえる。皆さんが職務に精励していることは十分認識している。

**労組：**この後で問題にする福利厚生関係でも同じだが、国が、「独立行政法人は、何でも、国家公務員を上回することは許さない」と押し付けて、それを、法人側が「はい、わかりました」とやすやすと受け入れているようでは、法人理事者としての役目を果たしていない。また、これまでの長い間の労使の交渉の結果を、いとも簡単に投げ捨てるようなことは許されない。これまでの処遇は、労働組合の運動の成果だと単純に言うつもりはない。使用者側も努力した結果であり、主務官庁も認めてきたものだ。このところ、独立行政法人は、国に隷属しているように扱われている。独立行政法人の職員の待遇は、国家公務員の待遇を越えてはならないという最近の国の姿勢について、機構としてどのように考えているのか、伺いたい。このようなことをしては、本給を含めた賃金水準や福利厚生を含めた処遇の切り下げは避けられないではないか。自主性を発揮してほしい。

**機構：**最近の状況は原子力機構だけが優遇されるというものではない。すぐに国よりも優遇されていると報道されてしまう状況で、国もそれを後押ししている。他の独法より目だってしまう訳にはいかず、この嵐のような状況を乗り切る必要がある。この嵐は独法だけでなく国も同じことだ。例えば新人採用数の 8 割減、人事制度を維持できないなどの状況がある。限られた予算でどの項目を守っていくかは経営の判断であり、うちだけ嵐に突っ込んでいくわけにはいかない。民主党のやり方なので理解してほしい。ある意味、シェルターに入って首をすくめている。国家公務員の採用数を大幅に削減せざるを得ない状況である。大きな嵐状態にあるのは間違いない。経営の判断としては、大きなものから守っていくことになる。

**労組：**本給や福利厚生の処遇は、出っ張っているのは全て削られている。一時金については持ち帰って検討する。

**機構：**理解得られるよう工夫してやっていきたい。全部剥がされると国家公務員より悪くなる。剥がすのは主務官庁ではない。国会で決められているわけでない。先を幅広く見て手を打っていく。

### 2. 福利厚生関係

**労組：**このところ出てきている福利厚生関係の削減の問題は、職員にとって、労働条件の不利益変更のオンパレードではないか。これは採用時に約束した労働条件の一つであり納得できない。全てを認めてしまうと、結果としては国家公務員よりも低い処遇となる。国は我々を国家公務員にしたいわけではない。

**機構：**潰れる独法も出てくる中で厳しい状況を理解してもらいたい。

#### 健康保険組合の保険料の労使負担割合

**労組：**健康保険についてだが、独立行政法人の健康保険組合の保険料について、総務省が各省庁の官房長宛に出した事務連絡によれば、「保険料の負担割合を、国と同様に労使折半とする見直しを加入組合に働きかけるよう、要請願います。」とある。このような要請は、越権行為といわざるをえない。それは、総務省自身が、同じ文書の中で「健康保険組合の保険料の負担割合の変更については、労使交渉での合意、他の加入法人の協力、健康保険組合の意思決定機関による議決、

厚生労働省の認可が必要ではありますが」と述べていることでも明らかである。5月21日に原子力健保と科学健保の理事長が、この件で文部科学省に呼ばれたと聞くが、本当か。そのような場があったとすれば、原子力健保の理事長は「そんな押し付けは認められない」と言ってきたと思うが、どうなのか。

**機構：**原子力機構の健保、厚生担当という立場で呼ばれたものである。科学健保についても各法人から代表がきていて、持っている情報をお互いに伝え合った。そのときは健保へではなく法人に対しての働きかけかけであった。総務省のコピーはもらったので、原子力健保には伝えた。原子力機構から健保に何を言うかはまだ決めていない。健保としてどのようにするかはまだ検討していない。ロジックとしては、使用者負担分は機構の予算からでており、少ないほうが助かるのは確かだ。その割合をどう考えるのかという内容であった。切るもの守るものの中で判断する。

**労組：**原子力健保の労使負担率はずっと上がってきており、新聞で報道された全国の健保組合の平均と変わらないではないか。また、保険料率は健保の財政にもよることで、健保が独自に決めることである。科労協の情報によれば、文部科学省の共済組合（健保、年金など）の掛け金のうち、健保に該当する短期給付の保険料は労使折半で、各 2.947%である。職員の負担率は我々と変わらない。しかも、その中には、結婚手当金、レクリエーション事業など、我々で言えば弘済会、共済会の事業も含まれている。それなのに、なぜ、我々の負担率が低いと言われなければならないのか。国の理不尽な要求を受け入れないよう、要求する。

**機構：**今、国から言われていることは、負担率を 50 : 50 にするかどうかということだ。その新聞で全国平均といわれているのは優良な健保の平均である。例えば協会健保、国民保険などは 50 : 50 で全国のおおよそ 3 分の 2 である。組合健保は 55 : 45 ぐらいが多く、おおよそ 3 分の 1 を占めている。また、健保の事業主負担とは我々の場合、税金であるという視点も必要である。

**労組：**国から言われてすぐそうするのではなく、全国平均の数字なども考慮すべきだ。理不尽な要求は突っぱねるべきだ。

#### 4月から一方的に打ち切った、弘済会、共済会への分担金の廃止

**労組：**4月から打ち切られた弘済会、共済会への分担金については失望している。福利厚生の重要な柱であるはずの、弘済会、共済会に対する機構の分担金を、4月から労組の反対にもかかわらず一方的に廃止したことに対して、組合員の中から、職場の魅力がなくなり失望する声が上がっている。弘済会、共済会を継続する意味があるのかという意見さえ出ている。

#### 機構の寮・住宅の関連

**労組：**住宅についてだが、以前から労組として言っているが、原子力機構は、原子力と言う特別な業務を担っている職場であり、事故・トラブルだけでなく、震度4の地震でも緊急呼び出しがかけられ、迅速な対応、報告が求められている。そのため、職場の近くに職員が居住していることは重要である。どこに住むかは個人の自由であるからこそ、寮や住宅をきちんと整備して、でき

るだけ職員に住んでもらうようにしないとイケない。そういう基本的観点から考えて、今の機構の住宅政策は改善すべきである。

住宅使用料の値上げについては、原研労組としては、値上げに同意したわけではないということをはっきり申し上げておく。

駐車場料金の新設について。今、機構から提案されている案は、混乱の極みである。「国がそうして、機構も取らないわけにいかない」という理由で、機構の主体性がない内容だ。毎月支給される通勤費は、自家用車使用では、燃料費に足りるかどうかの額だ。通勤用に車を保有していることに対する分は、一切、支払われていない。しかも、緊急呼び出しされて、自家用車を使用しても燃料費も支払われていない。駐車場としては、何も整備されていない住宅もある。このような状況で、駐車場料金を新設することに職員の不満が多い。提案自体を再検討していただきたい。

住宅の整備について。窓口で指摘したが、東海地区の住宅が不足しているのではないか。研究炉を運転する職員が希望しても東海の住宅に空きがないから入居できなかったという例もある。業務に支障が出る事態だ。機構住宅について、どのように考えているのか。現状はどうであるのか？これから、きちんと整備していくことが必要だと思うが、整備計画も示されていないし、職員が聞いても説明されない。どのような計画を立てているのか。今年度改修する住宅の戸数はいくつか。それを早急に明らかにすることを要求する。これから結婚したり、転居してきた時に、「東海には入れる住宅はありません」ということにするつもりか。以前は住宅委員会というものがあり、空き状況などがちゃんと公開されていた。今はどこそこの住宅に入ると言われるだけでまったく公開されていない。

機構の住宅が足りなくて、民間のアパートに住めば、機構として住宅手当を支給することになる。1ヶ月の上限金額である27000円を1年間支給すると、324000円になる。一方で、今ある住宅を改修して入居してもらえば、使用料が機構に入ってくる。例えば、1ヶ月10000円であれば、年間で12万円である。その差引を考えれば、費用をかけてでも改修して入居してもらったほうが、機構の経費の削減になるし福利厚生の面でも充実する。そもそも、機構の住宅から退去する時には、借主の責任に帰する改修費を職員が負担している。それを考慮すれば、事業所に近い住宅を優先して、計画的に改修を進めるべきである。

**機構：**統合を経て、現場で混乱を生じていることは申し訳ない。住宅の整理統合計画というものがあるが、全く予算がつかず、計画を進められていない。新中期計画になり、各地区の住宅計画の推考を進めている。住宅の整備はしたいのだが、まだ労組や職員に説明できる段階にない。

駐車場については、国は国有資産である土地を占有しているということで、10数年前から料金を取るようにした。機構では今まではあまり言われてこなかったが、現在は徴収しないという状態でないため、駐車料金について検討せざるを得ない。混乱が生じないようにする。徴収した料金についてはなるべく住宅関係に使えるようにはしたい。財源の活用について示されるように

したい。削られないよう注意が必要である。

**労組**：この間の団交で、単身赴任者の住宅2重貸与禁止の見直しを要求したが、検討結果を教えてください。

**機構**：今のところ、条件などについて検討しているところだ。

**労組**：東海の住宅に住んでいて、単身赴任で住宅を追い出されたら、単身赴任が終わっても、機構の住宅には入居できないということにならないようにしてほしい。

**機構**：多少は検討する。東海、合理的に運用できるよう見直したい。

### 食堂利用料の見直し

**労組**：これも、国からの指摘に対応しようとしていて、多いに不満である。旧原研で言えば、もともとは食堂は直営であったのを、弘済会に移し、今は委託になっているが、職員に対する重要な福利厚生である。労組として、一方的な見直しには反対する。先に釘を刺しておく。

**機構**：厚生の後退といわれても、やらないとは言えない。どこまで正当性を主張できるかである。切り下げといわれても「以前からやっていた」というだけでは世間での納得が得られない。世の中の基準を見て、それに合わせていくしかない。具体的な検討はこれから行う。

## 3. その他

### 研究職・技術職と奨学金免除職との関係

**労組**：研究職・技術職についてだが、日本育英会の時代に、大学院で奨学金を受けていた場合に、原研やサイクル機構の研究職として採用されれば、免除職に該当し、条件を満たす範囲で返還の免除を受けられた。学生支援機構になってからは、その制度は廃止された。旧制度の対象者について、現在の機構の研究職、研究員、技術職、技術員という枠組みに照らして、どのように適用しているのか、明確な説明を求める。

**機構**：法人毎に学生支援機構と範囲を決めている。話し合いで、研究員・技術員手当がついている人が対象となっている。旧原研と旧サイクルで制度の成り立ちが違うのは確かだが、現在は手当がついている人が対象である。

**労組**：旧制度の対象者である新入職員が、免除申請をしようとしたら、「4月採用時は『研究職』であって、まだ『研究員ではない』ので機構として書類を作れない。研究員になるまで、返還猶予の申請をしておいてくれ」と言われた。こんなことがあっていいのか。手当が支給されないと奨学金免除対象の「研究職」ではないというのは、納得できない。

そのような基準であれば、旧原研、旧サイクルで手当を支給されていて、新しい認定制度で未認定のために、3月で手当を打ち切られた職員の中に、同じ理由で、奨学金の返還義務が生じた方がいるのではないかと。調べれば、すぐわかるはずだ。手当が一方的に打ち切られ、奨学金の返還義務も復活するのでは、ひどいではないか。

そもそも、旧原研で言えば、国家公務員の研究職に準ずる者を研究員とし、手当を支払い、奨学金の返還免除職として扱ってきた。旧動燃、旧サイクル機構で、その範囲を大きく広げて、

研究員だけでなく技術員という扱いを作り、高卒技術系にも手当を広く支給していた。そのことが、研究手当の本来の性格を歪めた。そうした制度の違いを、統合後に合体したために、様々な矛盾が出ている。『認定』ということを取り入れたために、多くの手当受給者が未認定として切り捨てられた。労組の主張するように、研究員の処遇をどうするかを真剣に検討すべきだ。高卒技術系の技術職、技術員については、別の枠組みを考えるべきではないのか。国家公務員と異なる定義を持ち込んだ制度で研究手当を支給していることが問題にならないか、心配だ。

**機構**：手当がなくなっても申請すれば5年間の返還猶予期間がある。制度設計の段階で返還免除されるような人は、当然、研究員・技術員に認定されるものと考えて作った。所属を通じて認定されるよう働きかける。

**労組**：研究手当の支給という点では、副主任研究員や主任研究員には、今は、研究手当の支給はなくて、職責手当しか支給していないのではないかと。機構の論理だと、この方たちも返還免除対象から外れるということか。

**機構**：研究副主幹や研究主幹に昇進しても免除職の対象となるよう学生支援機構と話してある。

**労組**：これは制度の問題である。免除職の対象として採用されたはずなのに、途中で制度が変わってしまっている。猶予期間などについては結果論であり、途中でハシゴをはずされたようなものだ。

今回は奨学金について取り上げたが、そもそも研究者の処遇をどのようにしていくかという問題を考える必要がある。

### 積立年休の取得条件の見直し

**労組**：前回の団交で、現状では、積立年休の取得が、本人の病気等に限定されているが、家族の通院や看護など、範囲を広げてほしいと要求したが、検討は進んでいるのか。

**機構**：現在、取得基準について見直しを検討している。まもなく窓口で提案する。条件を緩和してとりやすくなるようにしたい。

### 博士研究員への裁量労働制の適用について

**労組**：「今いる方については同意制とする。今後については、募集時に裁量労働制を明記して採用する。」という新たな提案があった。労組の指摘を受けた提案であると評価する。職員でも同じであるが、裁量労働制が適用された方は、裁量労働であることを侵害されないように、「明日までに、この書類を」というような指示を出してはならないということを上司に徹底させる。また、長時間労働にならないように、きちんと勤務時間を把握すること。その上で、慎重に導入してほしい。機構としてアンケートをとったが、そのようなフォローは続けてほしい。

**機構**：上司の教育の件、認識している。

## 役員選挙に向けた分会での意見・要求等

- ・理事長の任期は決まっていないのか？「もんじゅが安定に動くまで」とはいつまでか。
- ・嘱託の報酬は7級に統一されたいが、上級嘱託という制度がある。部長や役職者などはそちらで契約となったら、実のところ統一されていないのではないか？
- ・地域調整手当を声高に上げると要求するのはどうなのか？そもそもの成り立ちからして、地域間で変な格差を付けるというのが気に入らない。
- ・互助会への機構分担金が打ち切られたようだが、自分で出した分よりも戻りが少なくなるのだから、これからも続けていく価値があるのか？
- ・博士研究員の裁量労働制はいつになったら導入されるのか？
- ・任期付研究員は、超過勤務が認められていないところ、裁量労働が適用されるとみなし超勤分がアップになった。博士研究員の裁量労働制には、みなし超勤分がつかないのか？かたやみなし超勤が付き、一方はつかないというのは、納得できない。
- ・住宅や駐車料金など、上げるところはあげるが、最近では入居者の公募などをしなくなった。料金はあげるのにあまり仕事をしていない。サービスは低下しているのではないのか？
- ・駐車料金や住宅値上げは全て国の基準でやるのか？ちゃんとコストなどを計算して、これぐらいの費用や維持費がかかると示してもらえないと納得できない。国から言われてその通りに導入するだけなら誰もでも出来てしまう。もっと知恵を使って欲しい。
- ・徴収した住宅値上げ分や駐車料金は何に使うのか？ちゃんと住宅や駐車場の整備など、福利厚生関係に使うと欲しい。国から言われてとりあえず徴収して、あとはどんぶり勘定でどこかへ行ってしまおうというのはやめて欲しい。
- ・駐車場使用料を取るという事で、機構がきちんと駐車場を管理（草刈りなども含めた整備も）してくれる事になるんですね。
- ・緊急時対応に自動車を使わざるを得ないのに、駐車場使用料を取るのか。
- ・機構の住宅に住んでいるが、売却予定の空地に駐車している。空地进行売却されたら、そこに駐車していた車は民間の駐車場を借りなければいけなくなるのか。同じ住宅で不公平が生じるのではないのか。駐車場使用料を徴収するというのであれば、駐車場のルールをきちんと整備して欲しい。
- ・駐車場使用料を取るという事で、払ったなりに駐車場を管理してくれるんですね。
- ・値上げした分の宿舍使用料や新たに徴収する駐車場利用料が何に使うのか。当然、宿舍や駐車場の整備・維持管理にしようされるものですね。
- ・大洗研では、総務課が居住者からアンケートを取って具体的に対処していくらしい。
- ・富士の腰住宅、元の使用料が高いので、値上げが大きく大変だ。
- ・食堂の利用時間、裁量労働制を導入する際に前後に延長するという話があったが、どうな

っているのか？

- ・先端基礎でも、新人はそんなに入っていない。博士研究員や任期付が多い。中性子に新人が多く入っているので、そちらで勧誘・組織作りを強化する必要があるのでは。
- ・中央執行委員、中央委員の年度別選出者リストを作ったらよいのではないのか？分会ごとに星取表を作れば、立候補者の偏りなどが分かるのではないのか？
- ・課長代理になっても最近では組合をやめなくてはいけないような圧力はないようなので、組合員で留まっている。この御時勢に組合員でない人たちは不安だろうね。
- ・まだ組合に加入したことのない人は、当分会では35歳前後の中堅で3人はいる。加入してもらえるといいが。今年の新人はいない。

////////////////////////////////////

## 署名のお願い！・・・特殊法人労連からの要請の個人署名・・・

特殊法人労連から、以下の3つの個人署名の要請が来ています。支部、分会を通じてお願いしますので、組合員はもとより全ての労働者、家族や知人を対象にお願いします。締切りは全て6月末です。組合事務所又は中央・支部執行委員にお届け下さい。

1. 「市場化テスト」に反対し、国民のための登記業務の信頼性・安全性の拡充を求める要請」
2. 「みんなのえがお」 - 国の責任で30人学級の実現・教育費無償化・給付制奨学金制度の創設・教職員の増員など -
3. 「2010年人事院勧告にむけた要求署名」

新入職員・継続雇用職員の皆さん、  
そして原子力機構で働く皆さん、  
職場の労働条件改悪阻止、パワハラ・セクハラのない、  
明るい職場をつくるため、  
ぜひ原研労組にご加入下さい！